

## 競争的資金の間接経費の取扱に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、「江戸川大学公的研究費等事務取扱要項」に基づき、競争的資金の間接経費に係る取扱いについて必要な事項を定める。

### (間接経費の受け入れ)

第2条 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省等から間接経費を含む交付決定通知があったときは、間接経費を本学に譲渡するために、間接経費譲渡申出書を速やかに学長に提出しなければならない。

### (間接経費の配分基準)

第3条 次の各号に掲げる基準により、配分するものとする。

- (1) 間接経費の70%は、研究の実施に伴う管理等に要する経費に配分する。
- (2) 間接経費の30%は、競争的資金を受けた研究者の属する学科に配分する。

### (間接経費の執行)

第4条 間接経費の執行は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省庁連絡会申し合わせ)」に基づいて行うものとする。

### (間接経費使用実績報告)

第5条 間接経費の使用実績報告は、当該年度の末日までに学長あて報告するものとする。

### (細目)

第6条 この要項に定めるもののほか間接経費の必要事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成20年2月1日から施行する。